

必ずお読みください

京都日本語学校案内

(特定商取引に関する法律第42条1項に基づく概要書面)

1. 役務提供事業者

名 称 公益財団法人 京都日本語教育センター
住 所 〒602-0917 京都市上京区一条通室町西入
電 話 番 号 075-414-0449
代表者氏名 代表理事 西原純子

2. 提供される役務の内容

日本語教育
(インテンシブコース)

3. 関連商品名

日本語教材。それぞれのリストから教科書として複数冊。

(インテンシブコース)

みんなの日本語 初級 I	¥2,750
みんなの日本語 初級 II	¥2,750
みんなの日本語 中級 I	¥3,080
日本文化を読む・初中級 (青)	¥2,640
中級日本語 上	¥2,200
完全マスターN2 文法	¥1,320
日本文化を読む・中上級 (緑)	¥2,640
中上級学習者のための日本語読解ワークブック	¥2,640
しごとの日本語 ビジネスマナー編	¥2,200
日本文化を読む・上級 (赤)	¥2,640
超一流の雑談力「超・実践編」	¥1,518
まるごと 入門 A1 りかい	¥1,870
まるごと 初級 1A2 りかい	¥2,090
まるごと 初級 2A2 りかい	¥2,090
「話し方」「伝え方」ほど人生を左右する武器はない!	¥1,430
TRY! 日本語能力試験 N2 文法から伸ばす日本語	¥1,980
日本企業への就職 ビジネス会話トレーニング	¥1,980
留学生のための時代を読み解く上級日本語	¥2,200
実用ビジネス日本語	¥3,080
中級を学ぼう 中級前期	¥2,420
人を動かす! 実践ビジネス日本語会話 [中級 2]	¥2,640

必ずお読みください

4. 役務の対価，その他概算額

(インテンシブコース)

	税込金額 (消費税率10%)	
選考料	31,900円	出願時に納入ください。 ご返金は致しません。
入学金	52,800円	入学時にのみ必要です。
授業料	344,900円	1学期(6ヶ月分) 教育活動費と教材費が含まれています。
保険料	11,000円	1学期(6ヶ月分)

5. 金銭の支払時期及び方法

(インテンシブコース) 出願期間内に，銀行振込み、フライワイヤー払い、または現金払い。

6. 役務提供期間

(インテンシブコース)

学 期	前期	4月 1日～9月30日	
	後期	10月 1日～3月31日	
日 程	前期	4月 1日 (金)	入学式・オリエンテーション
		4月 4日 (月)	授業開始
		7月 2日～8月16日	夏期休暇
		8月17日 (水)	授業再開
		9月27日 (火)	授業終了
		9月27日 (火)	修了式
		後期	10月12日 (水)
		10月13日 (木)	授業開始
		12月22日～1月10日	冬期休暇
	(2023)	1月11日 (水)	授業再開
	(2023)	3月14日 (火)	授業終了
	(2023)	3月15日 (水)	修了式
	授業曜日	月曜日～金曜日 (週5日) 週20レッスン	
授業時間	午前：	午前9時00分～午後12時30分	(45分×4)
	午後：	午後1時15分～午後4時45分	(45分×4)

7. クーリングオフに関する事項

(1) 契約の内容を明示する書面（募集要項）を受領した日から8日（受領した日も含みます）を経過するまでは、受講者は書面によって契約の解除を行うこと（以下「クーリングオフ」と言います）ができます。但し、講座期間が2か月を超え、かつ支払総額が5万円を超える契約の場合に限ります。

(2) 下記見本を参考にクーリングオフの書面を当法人にお送り下さい。なお、クーリングオフの書面は確実に当法人に届くよう、簡易書留、特定記録郵便など履歴の残る方法で送付して下さい。

必ずお読みください

切 手	6 0 2 - 0 9 1 7
京都市上京区一条通室町西入	
公益財団法人 京都日本語教育センター行	

クーリングオフ (契約解除) 通知書
申込 (契約) 年月日 平成 年 月 日
契約役務 日本語教育 上記日付の申込は撤回し契約を解 除します。 次のいずれかを選択して下さい (番号に○をして下さい)
1. 教材の購入契約の申込も同 時に撤回し解除します。手許にある 教材は着払にて送付します。 2. 教材の購入契約は解除しま せん。
ご住所〒 _____
ご氏名 _____ 印

- (3) クーリングオフの書面は、8日以内に当法人に到着しなくとも、8日以内の消印で有効となります。
- (4) クーリングオフされた場合、当法人はこれに伴う損害賠償や違約金の支払いを請求することはありません。既に授業を提供した場合にも、対価を請求することはありません。授業料等の対価の支払を受けている場合には、速やかにその全額を返金致します。
- (5) クーリングオフされた場合、同時に関連商品である教材（書籍）の購入契約も解除することができます。その場合お手許にある教材（書籍）を着払いにて当法人へ送付して下さい。この場合当法人はこれに伴う損害賠償の請求をすることはありません。
代金の支払いを受けている場合には、速やかにその全額を返金致します。なお、直接アマゾンや書店等から購入された場合は購入契約を解除することはできません。
- (6) 上記(4)、(5)で当法人が返金を行う方法として、金融機関への振込送金の方法を指定される場合には、返金額の中から必要な振込手数料を差引くことと致します。

8. 中途解約に関する事項

- (1) 契約の内容を明示する書面（募集要項）を受領した日から8日を経過した後は、将来に向かっての契約の解除を行うことができます。但し、講座期間が2か月を超え、かつ支払総額が5万円を超える契約の場合に限ります。
- (2) 中途解約された場合には、以下の費用を負担して頂くことになり

必ずお読みください

ます。

①受講開始前

契約締結及び履行のために要した費用として

金 1万5000円

②受講開始後

次のア、イ、ウの合計金額

ア、契約締結及び履行のために要した費用として

金 1万5000円

イ、既に授業が終了した期間の対価としての授業料

ウ、残存授業の期間の対価としての授業料の20%（但し金5万円を限度とします）

(3) 中途解約された場合、同時に関連商品である教材（書籍）の購入契約も解除することができます。

但し、この場合はクーリングオフと異なり、既に当法人がお渡しした教材（書籍）については、損害賠償として代金相当額をお支払い頂くこととなりますので、当法人へ送付されずにそのままご使用下さい。

なお、直接アマゾンや書店等から購入された場合は購入契約を解除することはできません。

9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

当法人に対して入学金授業料等の金銭について、信販会社との間でクレジット契約（立替払）を締結された場合、当法人に対して支払いを拒絶される事由がある時は信販会社にも同一の事由で支払請求を拒否することができます。

但し、当法人は現在のところ信販会社との間で加盟店契約を締結しておりませんのでクレジットの利用ができません。

10. 前受金についての保全措置

当法人は入学金はもとより授業料も受講に先立ちお支払頂くことにしておりますが、これらの金銭について、格別の保全措置は講じておりません。

以上